

亭 務 連 絡

平成 18 年 9 月 26 日

各 位

浜松市障害福祉課

日中一時支援事業及び移動支援事業の要綱の差し替えについて

先般送付させていただきました、日中一時支援事業及び移動支援事業の要綱について、一部訂正箇所がありますので、差し替えをお願いいたします。

差し替え箇所は、費用の負担の条文であり、アンダーラインの部分を追加させていただきます。

浜松市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 浜松市移動支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は浜松市とする。ただし、事業の一部（対象者、移動支援サービスの内容及び費用負担の決定を除く。）を障害者自立支援法（平成18年4月1日施行法律第123号以下「法」という。）第36条に定める指定障害者福祉サービス事業所及びこれに準じて適切な事業運営が確保できると認められる事業所等（以下「事業実施事業者等」という。）であって、この要綱の第8条第2項に規定する浜松市移動支援事業実施事業者台帳に登録された者に委託するものとする。

(事業の対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、浜松市に住所を有する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び全身性障害者であって、移動支援を必要とする者
- (2) 知的障害者であって、移動支援を必要とする者
- (3) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児及び脳性マヒ等全身性障害児並びに知的障害児であって、保護者が付き添うことができなことから、移動支援を必要とする児
- (4) 精神障害児・者で移動支援を必要とする者
(対象とする外出)

第4条 この事業の対象とする外出は次の各号に掲げるもので、原則として1日の範囲内で用務を終えることが可能な地域とする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出

(対象外とする外出)

第5条 余暇活動等社会参加のための外出のうち次の各号に掲げるものは、この事業の対象外とする。

- (1) 通勤及び通学・通所・営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 通年かつ長期にわたる外出
- (3) 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

(管理者)

第6条 この事業により提供する移動支援サービスの管理者の資格要件は、介護福祉士、1級ヘルパー等とする。

(サービス提供者)

第7条 この事業により提供する移動支援サービスの提供者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修1、2、3級課程修了者

(4) 障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス事業の居宅介護に係る業務に従事した経験を有する者

(5) 厚生労働省が定める視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者又はこれらに相当する研修として都道府県が認める研修を修了した者

(事業実施の届出等)

第8条 事業の実施を希望する事業者は、浜松市移動支援事業実施(変更)届出書(第1号様式)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の浜松市移動支援事業実施(変更)届出書を受理したときは、移動支援サービス提供に係る人員、サービス提供者の資格及び運営に関する事項等を審査し、適当と認められた者を浜松市移動支援事業実施事業者台帳(第2号様式)に登載するとともに、登載者に対し浜松市移動支援事業実施事業者登録通知書(第3号様式)を交付するものとする。

3 浜松市移動支援事業実施事業者台帳に登載された者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、浜松市移動支援事業廃止届(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする者は、浜松市移動支援事業利用(変更)申請書(第5号様式)により申請するものとする。

2 市長は、前項の浜松市移動支援事業利用(変更)申請書を受理したときは、移動支援サービスの必要性を検討し、その要否を決定するとともに、当該障害児者の障害の種類及び程度、生活環境等を勘案して、利用期間、時間数及び必要と認められる移動支援サービスの内容を決定し、浜松市移動支援事業利用(変更)決定通知書兼登録証(第6号様式)又は、浜松市移動支援事業利用却下通知書(第7号様式)により通知するものとする。

3 利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、第8条第2項の規定に基づき浜松市移動支援事業実施事業者台帳に登載された事業者に浜松市移動支援事業利用(変更)決定通知書兼登録証を提示し、移動支援サービスの提供を受けるものとする。

4 市長は前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、事業者と利用の調整ができるものとする。

(費用の支弁)

第10条 本事業に要する経費については、別表に定める基準額から次条に定める額を除いた額を、浜松市が支弁するものとする。

(費用の負担)

第11条 利用者及びその主たる扶養義務者は、別表に定める基準額の10分の1に相当する額をサービス事業者に直接支払うものとする。また、移動支援サービスの提供を受ける際に要するサービス提供者及び本人の公共交通機関の運賃を負担するものとする。

2 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯(単身世帯を含む。)又は当該年度の市民税が非課税の世帯は、別表に定める基準額の10分の1に相当する額についての負担は要しないものとする。

(事業実施者の責務)

第12条 事業実施者は、その業務を行うにあたっては障害児者の人権を尊重してこれを行うとともに、当該障害児者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

2 この事業の一部を受託して実施する事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経費とを明確に区分しなければならない。

3 事業実施者は、利用者へのサービス提供時における事故に備え、十分な責任賠償保険に加入しなければならぬ。

4 事業実施者は、サービスの提供において事故が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならぬ。

(報告等)

第13条 事業実施者は、受託に係る事業の毎月の実施状況について、翌月10日までに前月分を浜松市移動支援事業実施報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならぬ。

2 市長は、事業の適切な運営を確保するため、必要に応じて事業実施状況の調査を行うものとする。

3 市長は第1項の報告及び第2項の調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別 表 (第10条、第11条関係)

利用時間区分 (時間)	外出介護 (身体介護を伴う場合)	外出介護 (身体介護を伴わない場合)
～0.5	2,300 円	800 円
～1.0	4,000 円	1,500 円
～1.5	5,800 円	2,250 円
～2.0	6,550 円	
～2.5	7,300 円	
～3.0	8,050 円	
～3.5		
～4.0		
～4.5		
～5.0	30 分ごとに 700 円	30 分ごとに 700 円
～6.0		
～7.0		
～8.0		

(第8号様式)

浜松市移動支援事業実施報告書

(あて先) 浜松市長

平成 年 月 日

印

平成 年 月分の浜松市移動支援事業の実施状況を次のとおり報告します。

記

利用者名	利用登録番号	第 号	利用時間		利用時間 単位数 (時間)	算定額 (A + B)	負担額 (A)	請求額 (B)	確 認
			ヘルパー氏名	利用時間					
日付			・	・					
			・	・					
			・	・					
			・	・					
			・	・					
			・	・					
			・	・					
			・	・					
合 計									

- 身体介護を伴う場合
- 身体介護を伴わない場合
- 視覚障害児・者
- 全身性障害児・者

移動支援事業委託料 請求書

(あて先) 浜松市長

請求金額						千			円
------	--	--	--	--	--	---	--	--	---

平成 年 月 分		金額
内 訳	提供サービスの内容	明細書件数
	身体介護を伴う場合	
	身体介護を伴わない場合	

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

請求事業者	住 所 (所在地)	
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	印

口座名義	
金融機関名	
預金種別	
口座番号	